

世界の水環境問題解決に向けた環境省の取組について

1. 環境省の取組

(1) アジア水環境パートナーシップ (WEPA) 事業

- ・ アジアモンスーン地域の水質汚濁問題解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行うことを通じて、当該地域の水環境のガバナンス強化を目指すもの。
- ・ 平成 19 年 12 月には、別府で開催された「第 1 回アジア・太平洋水サミット」にあわせて、水問題に関係する行政官、研究者、事業者及び NGO 等を一堂に会した「第 2 回 WEPA 国際フォーラム」を開催し、参加者による活動発表等を通じた能力向上と情報の共有化を図った。
- ・ 今年度は引き続き、平成 20 年 10 月にマレーシアにおいて、第 3 回国際フォーラムを開催し、当該地域の水環境問題解決に向けた取組を推進する。

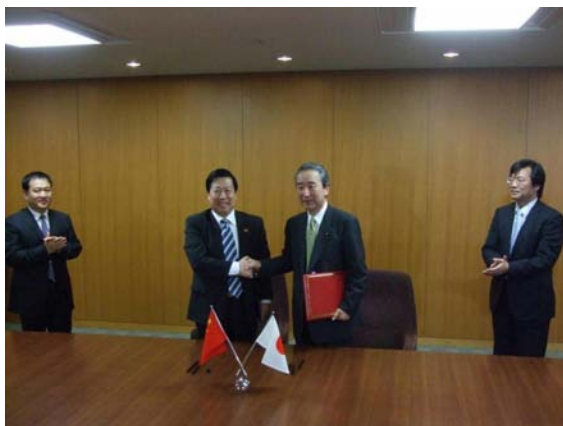


第 2 回 WEPA 国際フォーラム開会式 (白石水環境担当審議官挨拶)

(2) 日中水環境パートナーシップ

- ・ 中国は数ある重大な環境問題の中でも、飲料水の安全を脅かす水質汚濁問題が最も重要な課題と認識。
- ・ また、日中環境協力共同声明 (平成 19 年 4 月) において、「飲料水源地保護を強化し、河川・湖沼・海洋・地下水の汚濁を防止し、特に渤海、黄海区域及び長江流域などの重要水域における水質汚濁防止について協力を実施する」ことが謳われたことを受け、より具体化させた協力を進めるため、去る 5 月 6 日、鴨下環境大臣と周生賢環境保護部長との間で「農村地域等における分散型生活排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」に署名。

- ・ 本覚書に基づき、モデル地域における排水処理施設の建設、評価と効果分析、管理指針の検討等を行うとともに、日中水環境フォーラムを中国において開催することとしている。
- ・ なお、今年度実施のモデル地域は、中国側との協議の結果、重慶市及び江蘇省を選定した。



鴨下大臣、周部長による覚書署名式（H20.5.6）

（3）コベネフィット・アプローチ等による水環境等の国際協力

温暖化対策とともに開発途上国の公害対策にも資する「コベネフィット（相乗便益）」を達成するための国際協力を実施するもの。

2 国間協力

（i）中国

- ・ 2007年12月1日、中華人民共和国国家環境保護総局の周生賢局長(当時)と鴨下大臣との間で「コベネフィット研究とモデル事業の協力実施に関する意向書」に署名。
- ・ 2008年度は中国国内の1都市で具体的なプロジェクト実施に向けF/Sを実施中。

（ii）インドネシア

- ・ 2007年12月11日、インドネシア共和国環境省のラフマツト・ウィットラー大臣と鴨下大臣との間で2010年度までの「コベネフィット・アプローチを通じた環境保全協力」に署名。
- ・ 2008年度はインドネシア国内の2都市において、2009年度以降の具体的なプロジェクト実施に向けF/Sを実施中。

コベネフィットCDMモデル事業

- ・コベネフィットCDMとは、温暖化対策と同時に途上国において公害対策にも資するコベネフィットを有するCDMであり、本モデル事業は大気汚染、水質汚濁等の公害問題が顕在化しつつあるアジアの途上国において、公害対策ニーズに対応したCDM事業を実施し、温暖化対策と公害対策のコベネフィットを実現することで、途上国におけるコベネフィットを目指すプロジェクトの有効性を示すものである。近年コベネフィットCDM事業への関心は急速に高まっているものの、有効性が具体的に実証されていない、コベネフィットという新たな概念に基づいた事業の実施については十分な経験の蓄積がない等の理由により企業単独による事業展開は困難な状況があるため、このような環境ビジネスモデルが成立することを実証し事業者による展開を促進する必要がある。本事業は資金面での支援及び信用供与という観点から初期投資の1/2を政府が補助することにより事業者主導でモデル的に事業を実施するもの。

(4) 国境なき環境・調査協力団(仮称)の派遣検討

- ・深刻な公害問題を抱えているアジアを中心とする開発途上国に我が国の経験、技術を有する人材を災害後のモニタリングを含む環境対策、緊急的な対応等に際し機動的に派遣するもの。

(5) 東アジア諸国における水質総量規制制度導入支援

- ・中国を始めとする東アジア諸国では、急激な経済発展の過程で発生した大量の陸域負荷によって水域の富栄養化が深刻化し、我が国の海域環境への影響も懸念。
- ・その対策として、我が国において一定の成果を上げてきた水質総量規制制度の導入に向けた取組を平成19年度より開始。

2. 関係機関との連携

(1) 世界水フォーラム

- ・世界水フォーラムは、世界の水問題を扱う国際会議であり、世界で深刻化する水問題、特に飲料水、衛生問題における世界の関心を高め、水企業、水事業に従事する技術者、学者、NGO、国連機関等からの参加により世界の水政策について議論することを目的としている。
- ・平成21年3月には、第5回世界水フォーラムがイスタンブールで開催予定で

あり、環境省は、分科会に参加し、「アジア水環境パートナーシップ」の成果や水環境問題に関する日本の取組について情報発信する予定。

(2) サラゴサ国際博覧会

- ・ サラゴサ国際博覧会は、「水と持続可能な発展」をテーマとして、スペイン・サラゴサにおいて、平成20年6月14日～9月14日に開催され、人類の生存に欠かせない「水」との新たな関係を構築する必要性について、地球規模で考える枠組みを創造することを目的としている。
- ・ 環境省は、日本館2階多目的ホールにおいて、6月22日～7月13日の間、世界の水環境問題と膜技術を中心とした水環境保全の取組について紹介する映像放映、パネル展示等を行う予定。

(3) 国連「水と衛生に関する諮問委員会」

- ・ 平成16年3月、国連世界水の日にあな前国連事務総長が設置を発表したもので、初代議長に橋本元総理がご就任。委員会の委員は、閣僚経験者、有識者、NGOの代表等、幅広い有識者や技術専門家によって構成。橋本元総理のご逝去の後、平成18年12月にオランダ国皇太子ウィレム・アレキサンダー殿下が議長にご就任。
- ・ 平成18年3月に開催された第5回会合において、資金調達などの水と衛生に関する6つの重要な分野について、それぞれの主要な行動主体がとるべき行動を位置づけた「橋本アクションプラン」がとりまとめられた。
- ・ 平成19年11月に、皇太子殿下が名誉総裁にご就任。
- ・ 平成20年5月26～28日に環境省、国土交通省、外務省による運営支援のもと第10回会合が東京で開催された。「日本との対話」において、浄化槽等の我が国の衛生管理システムについて紹介し、技術協力によるアプローチを示した。



国連水と衛生に関する諮問委員会 開会式

(桜井環境副大臣挨拶)



国連水と衛生に関する諮問委員会 日本との対話

(4) ILBM (統合的湖沼流域管理)

- ・ 閉鎖性の水域であるという湖沼の特性を踏まえ、今後の世界の湖沼のより良い管理の実現のために、(財)国際湖沼環境委員会(ILEC)が中心となって各国の研究者等とともに取りまとめた考え方。
- ・ 平成 21 年 11 月に中国で予定されている世界湖沼会議までを当面の目途に、ILBM 活用のためのガイドライン開発、湖沼の環境問題を抱える開発途上国政府等への普及啓発活動等を進める。

3 . その他国際会議での水に関する議論

(1) 環境大臣会合

- ・ 平成 20 年 6 月 24 ~ 26 日、神戸で開催
- ・ テーマは、気候変動、3 R、生物多様性
- ・ 気候変動の中で水について議論

【 G 8 環境大臣会合議長総括 (仮訳) 抜粋 】

気候変動

先進国と途上国の協力

コベネフィット・技術移転

- 9 . 途上国の緩和へのさらなる取り組みを促進するためには、技術革新、開発及び普及や技術移転のための資金の支援が必要であることが認識された。特に途上国の緩和への取組を促進するためには、コベネフィットのアプローチが有効な手段となり得ると指摘された。また、特に公害防止・森林保全・3 R といった分野で大きなコベネフィットを創出できるプロ

ジェクトを特定するために、優良事例・技術マップ（適用可能な技術リスト）及び具体案件の発掘ツールを収集・作成することの重要性が指摘された。また、途上国がこうした知見や手法を十分に活用できる能力を構築していくために支援していくことの重要性が強調された。また、OECDにおける適応の気候変動関連政策や開発努力への統合作業を拡大し、コベネフィットの政策・措置をいかに開発へ主流化していくかについて検討することも有効であることが認知された。持続可能な開発に貢献するように CDM を改良することの必要性が強調された。

適応

10. 適応は世界にとって、とりわけ最貧国や島嶼国にとって喫緊の課題である。適応は水資源や災害防止、食料、公衆衛生、沿岸管理などの分野で早急な対応が必要であることが認められた。したがって、これらの分野における人材育成は急務である。その一環として、適応を開発に主流化させることが重要であり、この分野における OECD の作業が評価された。主流化の成功のためには、科学的な影響分析の能力を強化することが必要である。加えて現在及び将来の長期的な気候の状態及び自然災害の早期警戒のために、監視・モニタリングシステムのための国際協力の強化が必要である。これらに関して途上国を援助していくことの重要性も認識された。

(2) TICAD 第4回アフリカ開発会議

- ・平成20年6月28～30日、横浜で開催
- ・経済成長の加速化、人間の安全保障の確立及び環境・気候変動問題への対処を重点事項として、アフリカ開発の方向性について議論
- ・今後のアフリカ開発の取組・方向性に関する政治的意思を示す「横浜宣言」等が発出された。

【「横浜宣言」元気なアフリカを目指して 抜粋】

6.2 水：水及び衛生へのアクセスの確保

- ・参加者は、保健、農業・食料生産、災害リスクの軽減及び平和と安全といった開発ニーズに対応するために欠かせない資源としての水の重要性を確認した。また、参加者は、水資源の持続可能な利用を促進することが不可欠であることを確認した。

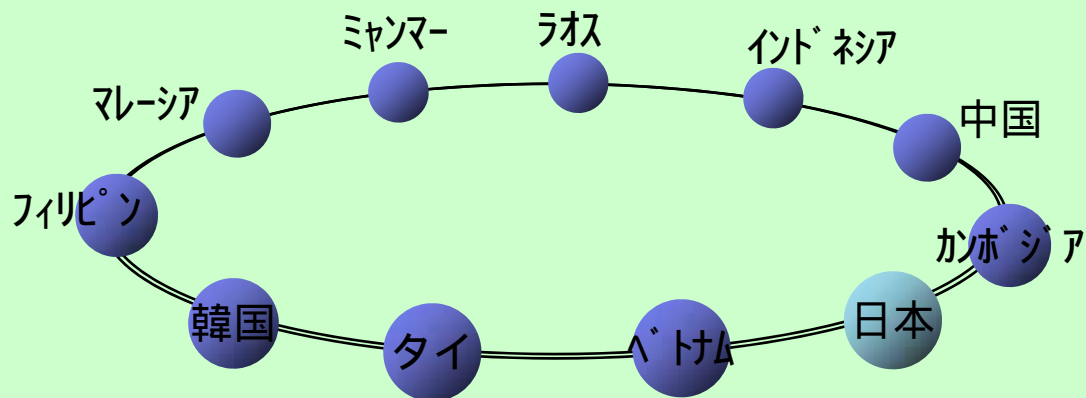
Water Environment Partnership in Asia(WEPA)の戦略

【WEPAとは】

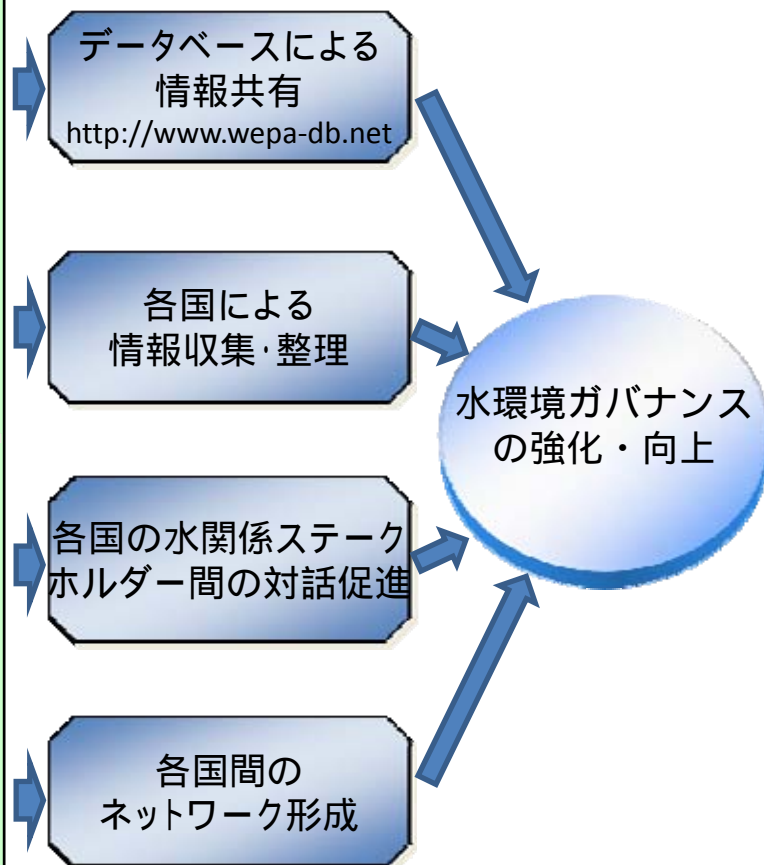
アジアモンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行うもの。

平成15年3月に日本で開催された「第3回世界水フォーラム」の水行動集を受け、平成15年度より環境省のイニシアチブにより発足。

19年度は、12月に別府市で開催された「第1回アジア・太平洋水サミット」のオープンイベントとして、国際フォーラムを開催し、各国の優れた取組事例等を紹介。



アジア・モンスーン地域11ヶ国



日中水環境パートナーシップ

中国では、水質汚濁問題が喫緊の課題。

平成19年4月の日中環境保護共同声明においては、第一項目に水質汚濁防止について協力を実施することが謳われている。

これを受け、農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書を締結。

【覚書の概要】

分散型排水処理モデル事業を実施



- ・処理施設の建設(集落単位)
- ・評価と効果分析、管理指針等の研究

(地域に適応した分散型排水処理施設例)



礫間接触酸化法



回転円板処理法

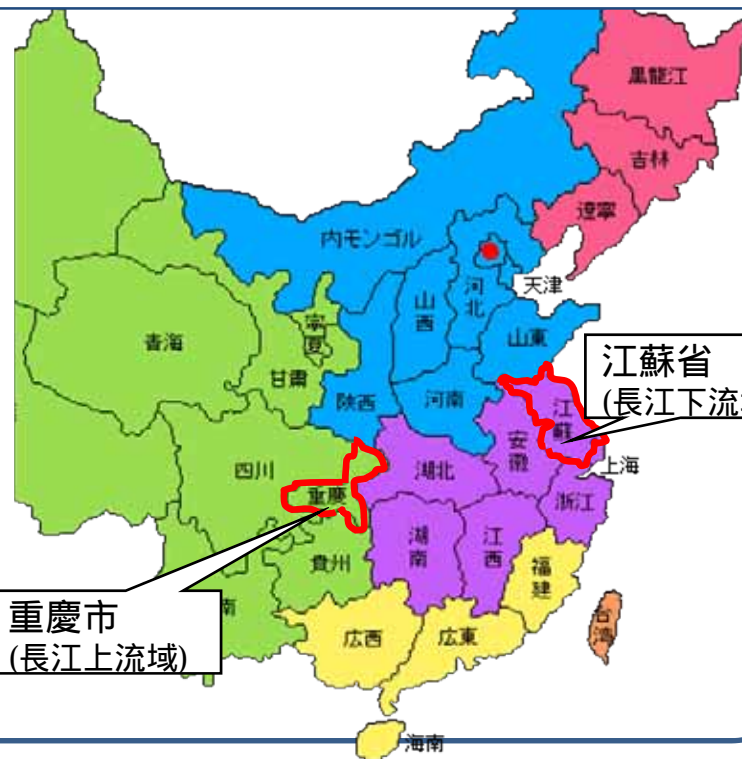


散水ろ床処理法



階段式水路処理法

本年度は重慶市、江蘇省の2箇所を選定



重慶市 (長江上流域)

江蘇省 (長江下流域)

日本の資源を活用した目に見える国際環境協力の検討

アジア等における環境汚染

法執行段階での問題

法律は一定程度整備されているが、モニタリングなど実施体制・技術の面で不十分であり、正確な環境状況の把握ができていない。

汚染等の例

事業・生活による汚染：河川・湖沼等の大規模汚染、工場地帯・道路沿道等の大気汚染、有害廃棄物による水質・土壌汚染、廃棄物問題、温暖化問題など

災害・事故による汚染：地震、津波、ハリケーン、洪水、タンカー座礁、金採掘による有機水銀汚染など

日本の国際協力の課題・・・支援が目に見えない
・物資・資金援助中心で現地で活動する日本人が不在または少ない。
・支援のタイミングが遅い
・支援団の規模が小さい

日本の事情・資源

・団塊の世代の人々の退職・・・自治体等にモニタリング等の経験豊富な人が多い
・モニタリング機材等の優れた環境関連機材・技術の存在
・人材・関係団体とのネットワーク化、国内の人材等とアジア等の国とのコーディネイトの必要性

国内の人材等をネットワーク化し、必要な人材を国境なき環境調査・協力団(仮称)として迅速に派遣。

自ら環境の状況を測定するほか、現地スタッフに対するサンプリング・分析方法等の指導も行い、アジアなどの国のモニタリング能力の向上等に努める。環境汚染による水環境・大気環境・土壌環境・生態系等への影響(廃棄物問題を含む)を迅速・正確に調査し、環境改善案を提示。

環境の状況についての正確なデータが得られるようになる。アジアなどの水・大気・その他の自然環境の破壊・健康被害を未然防止するとともに、回復を容易にする。必要に応じ他の組織と連携し、環境改善事業につなげる。

資金

人材

技術

政府
民間

団塊の世代
(自治体OB等)
自治体職員
学識経験者
民間人

民間企業
自治体

ネットワーク化

技術
機材
+
人

国境なき環境
調査・協力団
(仮称)



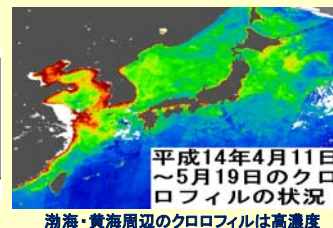
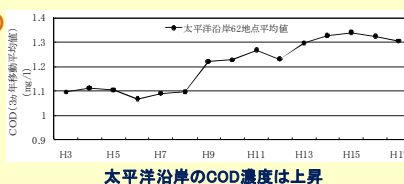
目に見える国際環境協力の実現、人材(団塊の世代等)と日本の技術の活用、アジアなどの環境の改善・保全

東アジア諸国における水質総量規制制度支援

○現況

急激な経済発展の過程で発生した大量の陸域負荷により河川や海域が富栄養化

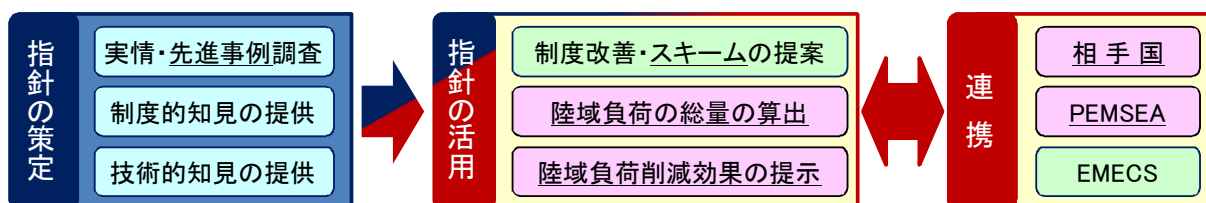
我が国の海域環境にも影響



○課題

- ・必要な制度的・技術的知見の不足により、陸域負荷の総量の削減に係る制度は未導入か不完全導入
- ・そもそも、陸域負荷の総量が算出できず削減の効果が明らかでないため、必要性も理解されていない
- ・多国間に跨る水域については、導入に先立ち関係国間で指標項目等の調整が必要

陸域負荷の総量の削減に係る制度の導入支援



特に富栄養化の深刻な 中国と共同で取組を開始

下線が拡充分

★ 我が国の海域環境の保全と東アジアにおけるプレゼンス向上 ★

中国に対する水質総量規制制度支援の動き

昭和54年 6月 水質総量規制 開始

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においてCODを対象に開始、5年ごとに見直し、第5次では窒素及びりんを対象に追加

平成19年 4月 環境協力に関する日中共同声明

長江流域、渤海、黄海区域等重要な水域における水質汚濁防止についての協力の重点的な展開で一致。これを踏まえて日中水環境パートナーシップを立ち上げ。

平成19年 6月 21世紀環境立国戦略 閣議決定

深刻な公害克服の経験と智慧により環境立国・日本を創造し、アジアに発信していくことを位置付け

平成19年11月 日中協力水質総量規制及び重要水域の水環境管理等総合フォーラム(重慶)

渤海、黄海区域等重要な水域における水質汚濁防止についての協力の重点的な展開で一致

平成20年 3月 海洋基本計画 閣議決定

我が国が有する閉鎖性海域対策に係る経験や制度の海外への導入推進を位置付け

平成20年 5月 「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」締結

日中水環境パートナーシップの一環として、重慶及び江蘇省におけるモデル事業の実施で一致

平成20年 6月 クリーンアジアイニシアティブ(経済成長戦略大綱)に位置付け

平成20年 7月 PEMSEA年次COUNCIL(東京)

東アジアにおける沿岸域の統合的管理に向けた取組の報告

平成20年10月 第8回世界閉鎖性海域環境保全会議(上海)

東アジアの沿岸域における陸域負荷の総量の算出の必要性を提案(予定)